

不動産法研究班

野口昌宏

不動産法研究班は、「わが国における不動産取引をめぐる紛争解決の実務的研究」を目的として、平成13年10月に承認された研究班であり、研究課題を、不動産取引における実務的諸問題として、具体的な不動産取引上の問題について研究会および調査研究合宿を行ってきた。

国土交通省が行った2000年度宅地建物取引業法施行状況の調査結果によると、同省および都道府県の宅建業法所管部局などに持ち込まれた苦情・紛争相談件数の内、宅建業者が関与したものは8695件であり、本来、不動産取引における消費者保護をはかるべき宅建業者（当然に取引主任者が契約上の過誤が無いように関与して説明責任等を負う）が関与した取引紛争、すなわち宅建業者の故意・過失、調査説明義務違反などに起因した紛争が多く発生している。

のことから、実務的諸問題として取上げた本研究課題は3年間の期間を経過した平成15年度をもって区切りをつけて、今年度は研究班のメンバーを一部変更（縮小）して、引続き不動産取引に関する諸問題の研究を継続した。研究テーマとしては、建設業法（山口康夫）、媒介契約論（吉田夏彦）、欠陥住宅と建築士の不法行為責任（野口昌宏）等である。

しかし、今年度は、メンバーのロースクール設立に伴う委員会業務や所属大学の変更などの都合により研究合宿を行うことが困難であった。引き続き2月末に研究合宿を行う予定である。

平成16年年度の研究員

- ① 野口 昌宏（法学部教授）
- ② 萩原 貞正（法学部教授）
- ③ 山口 康夫（流通経済大学教授）
- ④ 後藤 泰一（信州大学教授）
- ⑤ 吉田 夏彦（岩手大学助教授）